

発電用火力設備の技術基準の解釈の一部改正（V2H（Vehicle to Home、自動車から家等への給電）を行う際の燃料電池自動車の技術基準上の取扱い）について

平成26年12月
経済産業省
商務流通保安グループ
電力安全課

（1）背景・検討結果

今般、V2Hを行いたいというニーズや燃料電池自動車が実用化されつつある状況を踏まえ、燃料電池自動車の保安規制上の取扱いを検討したところ、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく規制が燃料電池自動車に課せられていることを考慮すれば、10kW未満の出力で給電を行う場合に限り、電気事業法（昭和39年法律第170号）における一般用電気工作物として区分し、保安規程の届出や主任技術者の選任等がなくとも保安が確保できると判断された。このため、平成26年11月5日付けで、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「施行規則」という。）及び発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第51号。以下「火技省令」という。）の一部改正を行った。これを踏まえ、発電用火力設備の技術基準の解釈（20130507商局第2号。以下「解釈」という。）についても、下記の概要のとおり改正を行う。

（2）改正の概要

① 施行規則第48条第4項第五号に該当する燃料電池発電設備（同号イに該当するものを除く。）に係る燃料電池設備（燃料電池自動車に設置される燃料電池設備）は、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）の基準に適合しており、火技省令で要求する安全水準を満たすと考えられるため、解釈に明確に位置づける。

（i）燃料電池設備の材料（解釈第43条第2項）

施行規則第48条第4項第五号に該当する燃料電池発電設備（同号イに該当するものを除く。）に係る燃料電池設備の材料は、火技省令第30条第1項に規定する「安全な化学的成分及び機械的強度を有するもの」である旨を明記。

（ii）燃料電池設備の構造（解釈第44条第1項）

施行規則第48条第4項第五号に該当する燃料電池発電設備（同号イに該当するものを除く。）に係る燃料電池設備の構造は、火技省令第31条第1項に規定する「安全なもの」である旨を明記。

（iii）安全弁等（解釈第47条第2項）

施行規則第48条第4項第五号に該当する燃料電池発電設備（同号イに該当するものを除く。）に係る燃料電池設備の安全弁は、火技省令第32条第1項に規定する「適当な安全弁」である旨を明記。

（iv）非常停止装置（新設）

施行規則第48条第4項第五号に該当する燃料電池発電設備（同号イに該当するものを除く。）に係る燃料電池設備の非常停止装置は、火技省令第34条第1項に規定する「自動的かつ速やかに停止する装置」である旨を明記。

② 以下のいずれかを満たすものは、燃料電池設備が一般用電気工作物である場合に求められる、「排気ガスの排出による火傷を防止するための適切な措置（火技省令第31条第3項）」を講じていることと解釈する旨を明記。

（i）排出口における排気ガスの温度を95℃以下とすること。

（ii）排気ガスが人体に直接接触するおそれがない位置又は向きに排出口を設置すること。